

# 管理計画認定制度とは

管理組合は、自ら立てたマンションの管理に関する計画(管理計画)が一定の基 準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして地方公共団体から認定を 受けることができる制度です。

## 認定を受けるメリット

適正に管理されたマンションとして、市場において評価されます。

住宅金融支援機構において次の

- ・「フラット35」「マンション共用部分リフォーム融資」の金利が 引き下げられます。
- ・「マンションすまい・る債」の利率上乗せが受けられます。

認定申請をきっかけに管理状況を把握し、管理運営を見直す機会となります。



## 相談窓口

## 認定基準や申請手続きなどに関すること

認定基準や申請手続きについて、専門的知識を有する マンション管理士がお答えします。

マンション管理計画認定制度相談ダイヤル

03-5801-0858 受付 10時~17時(土日祝日除()



## 相模原市独自基準に関すること

相模原市 都市建設局 まちづ(り推進部 住宅課 042-769-9817

# 認定の流れ

#### 申請者(管理組合)

認定申請に係る決議

②事前確認申請

(公財)マンション管理センター (管理計画認定手続支援システム)



マンション管理士 認定基準に適合しているか確認

### 事前確認終了後

事前確認適合証

認定申請

#### 相模原市

認定書類や独自基準の審査

#### 申請者(管理組合)

独自基準に係る書類の作成

認定通知書

支援システムの利用料についてはマンション管理センターへお問合せください。 事前確認に係る審査には手数料がかかる場合ございます。依頼するマンション管理士等へお問合せください。

## 申請手数料

### 認定申請に係る手数料は次のとおりとなります。

マンション管理計画の認定申請手数料(新規・更新)

長期修繕計画が1つの場合

長期修繕計画が複数ある場合は左欄手数料に 1計画あたり次の額を加算

3,600円

1,700円

#### マンション管理計画の変更認定手数料

変更内容	審査・手数料	長期修繕計画等が複数ある場合は、左欄手数料に1計画あたり次の額を加算
管理組合の運営	3,800円	2,100円
管理規約	3,200円	2,100円
管理組合の経理	3,700円	2,200円
長期修繕計画	7,700円	4,000円
その他	2,400円	1,500円
防災対策(市独自基準)	1,200円	600円



〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 住宅課

TEL 042-769-9817 FAX 042-751-9674

